

道路交通法改正による「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い (自賠償共済・自動車共済)

2023年4月に改正道路交通法が施行され、下記要件を満たす車両は「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」として識別され、「歩行者」と同等の扱いとなりました。同法の施行に伴い、「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」は自賠償共済・自動車共済の対象外となりましたので、取扱いについてご案内いたします。

1. 「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」と識別される車両の要件

車体の大きさ	車体の構造
長さ：120センチメートル以下	原動機として、電動機を用いること
幅：70センチメートル以下	6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと
高さ：120センチメートル以下（※）	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

（※）移動用小型車については、ヘッドサポートを除いた部分の高さ

（※）遠隔操作型小型車については、センサー、カメラその他の通行時の周囲の状況を検知するための装置及びヘッドサポートを除いた部分の高さ

【車両イメージ】



（引用元：国土交通省HP）

移動用小型車



（引用元：経産省HP）

遠隔操作型小型車

2. 自賠償共済・自動車共済の取扱い

(1)2023年4月1日以降のご契約の取扱い

改正道路交通法の施行に伴い、「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」は道路運送車両法で定める「運送車両」に該当しなくなりましたので、自賠償共済・自動車共済の対象外となり、新たなご契約をお引受けすることができなくなりました。

(2)2023年3月31日以前始期のご契約の取扱い

お引受けしている「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」のご契約につきましては、契約期間が終了するまで有効です。

(3)ご加入中契約の解約について

「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」については自賠償共済・自動車共済の加入対象外となることから、お申し出いただきますとご契約を解約することができます。解約をご希望されるご加入者さまは、ご契約先のJAへお問い合わせください。

※「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」は「原動機付自転車」としてご契約いただいておりますが、契約情報から該当する車両を特定できず、個別にご案内ができない状態です。このため、解約がされない場合は、自賠償共済・自動車共済の継続契約のご案内にかかるはがき等を送付したり、自動車共済に自動継続が付帯されている契約は自動更新される可能性がありますので（ご契約先のJAでの非継続処理が必要）、あらかじめご了承ください。

ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いたします。